

家庭ごみ・リサイクル情報

■クリーン推進課☎(23)8153

ご利用ください “ゆずります” “ゆずってください”

家庭で眠っている使われていないものはありませんか？まだまだ使えるのに捨てるのはもったいないですよね。使わなくなったものが、他の人にとって必要なときもあるものです。

市では、そのような“モノ”的リユース（再使用）を図るため、“ゆずります”“ゆずってください”情報を次の場所に掲示しています。また、市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

- ・みかもクリーンセンター、葛生清掃センター
- ・東仮庁舎総合受付前、田沼庁舎本館1階ロビー、葛生庁舎1階葛生総合窓口課前
- 情報の掲示を希望される方は、クリーン推進課まで電話などでお申し込みください。

燃えるごみは、商品などが入っていた梱包袋では出せません

燃えるごみは、市販の透明または半透明のポリ袋（45ℓ程度の袋を推奨）で出して下さい。電気製品などの商品が梱包してあったポリ袋は、穴が開いていたり、形状や材質が収集に適さないものが多いため、燃えるごみには使えませんのでご注意ください。



消費者情報【82】

契約とは法的な責任が生じる約束です!!

成人すると自分の意思で単独で契約ができるようになります。合意の上で成立した契約は、勝手に解約できません。契約とは「法的な責任が生じる約束」です。

- ①契約の内容
- ②契約の期間
- ③支払いの方法

を良く確認し、「契約をする必要があるか否か」を良く考えてみましょう。

一方、未成年者は契約について制限を受け、親権者の同意がなければ契約できません。同意のない契約は、本人または親権者からの申し出で取り消すことができます。



困った時は消費生活センターへ相談しましょう。
消費生活相談は、合同困りごと相談でも受け付けています。
一方、未成年者は契約について制限を受け、親権者の同意がなければ契約できません。同意のない契約は、本人または親権者からの申し出で取り消すことができます。

消費生活センターでは、「暮らしに役立つ出前講座」を随時実施しています。町会、団体などでご希望がありましたら消費生活センターへお申し込みください。

☆多重債務でお悩みの方へ☆

多重債務の問題は必ず解決できます。一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

■連絡先
佐野市田沼町974-1 (田沼庁舎本館1階)
佐野市消費生活センター☎(61)11161
※電話番号のかけ間違いのないようご注意ください
□受付日時 月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後4時
□受付日 土・日曜日、祝日

シルバー人材センター刃物研ぎ（1月）

シルバー人材センター☎(23)7765

○大橋シルバーワークプラザ

1月の受け付けはありません（1月と8月を除く月の第2水曜日は大橋シルバーワークプラザで実施しています。午前9時～午後4時）

○田沼事業所 毎月第2・第4水曜日

午前9時～11時

○葛生事業所 每月第2火曜日午前9時～11時

※料金などについては、お問い合わせください

高齢者福祉センター巡回バス（2月）

茂呂山老人福祉センター☎(24)5500

田之入老人福祉センター☎(22)3991

○茂呂山老人福祉センター行き

- ▶南コース 8日・22日
- ▶東コース 9日・23日
- ▶西コース 25日

○田之入老人福祉センター行き

- ▶南コース 1日・15日・29日
- ▶東コース 2日・16日
- ▶西コース 4日・18日

